伊勢原市の情報提供施策の推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢原市情報公開条例(平成15年伊勢原市条例第21号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき、実施機関(条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)が保有する情報を市民に積極的に公表し、又は提供し、市政の透明性の確保と市民との情報共有化を図るとともに、市政への市民参加を推進し、市民と市との協働によるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(公表義務情報)

- 第2条 実施機関は、実施機関が保有する次に掲げる情報のうち、条例第6条各号に規定 する非公開情報を除き、これを市民に公表しなければならない。
 - (1)総合計画、都市マスタープラン、地域防災計画等、市の基本的方針等を定める計画 その他市民生活に大きな影響を及ぼす計画等
 - (2) 部長会議の概要
 - (3) 伊勢原市審議会等の在り方に関する基本方針(平成17年8月1日施行)及び伊勢原市審議会等の公開に関する要綱(平成17年8月1日施行)に基づいて公開で実施した会議の会議録
 - (4) 予算及び決算に関するもの
 - (5) その他公表を特に義務とする必要があると認めるもの

(情報提供推進情報)

- 第3条 実施機関は、実施機関が保有する次に掲げる情報について、市民への積極的な情報提供に努めるものとする。
 - (1) 市民からの提案及び意見並びに当該提案及び意見に対する市の対応方針等
 - (2) 市民生活等に大きな影響を与える事故・事件に関するもの
 - (3) 情報公開請求の頻度が高く、市民の公開ニーズがあると認められるもの
 - (4) その他情報提供を特に推進する必要があると認めるもの

(公表及び提供の方法)

- 第4条 前2条に規定する情報の公表及び提供は、次に掲げる方法を原則とするほか、市 広報紙への掲載、印刷物の配布又は有償刊行物の頒布、報道機関への情報提供など、情 報の内容に応じて効果的なものを選択して行うものとする。
 - (1) 市政情報コーナーへの配架
 - (2) 市ホームページへの掲載
- 2 前項第2号の規定による市ホームページへの掲載については、情報の全てを掲載するることが困難な場合は、要約版又は概要版の掲載に代えることができる。

(市政情報コーナー配架手続)

- 第5条 実施機関は、前条第1項第2号の規定により市政情報コーナーへ配架する場合は、 当該情報に係る資料を情報公開主管課長へ提出するものとする。
- 2 情報公開主管課長は、実施機関から提出された資料を市政情報コーナーに配架するとともに、提供中の情報の一覧を作成し、市政情報コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

(他の制度との調整)

第6条 情報の公表及び提供について、法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等(以下「法令等」という。)に別段の定めがある場合には、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に規定する事項に関する情報のうち、この告示の施行の際現に作成されているものについては、この告示の規定を適用する。

附 則(平成30年3月30日告示第68号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。